

「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画(平成30～34年度)」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】(C)直近値÷(B)計画当初時点÷(D)達成目安×(B)計画当初時点により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】(C)直近値÷(D)達成目安により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E (A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

資料 3

| 構成施策事業          |                             |   | 実績  | 進捗状況(平成30年度分)  |    |    |           |               |            |             |                  | 課題 | 次年度の方向性<br>(令和元年度分)   | 所管課   |       |
|-----------------|-----------------------------|---|---|--|----|----|-----------|---------------|------------|-------------|------------------|----|---|---|-------|
| 大柱一・中柱一<br>項目   | 施策名                         | 内容  |   | 項目   | 計画 | 独自 | 目標<br>(A) | 計画当初<br>時点(B) | 直近値<br>(C) | 達成目安<br>(D) | 進捗率<br>or<br>進捗度 |    |   |   | 判定    |
| 1 発生の予防         |                             |   |   |  |    |    |           |               |            |             |                  |    |   |   |       |
| (1) 普及啓発の推進     |                             |   |   |  |    |    |           |               |            |             |                  |    |   |   |       |
| ① 学校教育(青少年)への推進 |                             |   |   |  |    |    |           |               |            |             |                  |    |   |   |       |
|                 | 01 保護者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発   | 青少年喫煙飲酒防止条例による保護者の責務を周知啓発し、青少年の飲酒を防止する行動を促すため、県内各学校の協力を得て飲酒防止に関する資料を配布し、啓発に取り組みます。  | 平成30年7月に中学1年生の保護者を対象に10万3千部を配布。   | 青少年の飲酒を防止する行動を促すため、年1回、中学1年生の保護者を対象にチラシ約10万部を配布する。   |    | ○  | 10万部      | 10万部          | 10万部       | 10万部        | 100.0%           | A  | 特になし。   | 次年度も取組みを継続予定。   | 青少年課  |
|                 | 02 県民に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発    | 青少年喫煙飲酒防止条例による県民の責務等について周知啓発し、青少年を取り巻く社会環境の健全化への取組みについて県民の理解と協力を喚起します。また、青少年を支える社会環境づくりを地域が一体となって進めるため、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び「子供・若者育成支援強調月間」に、関係機関、関係団体との連携により、県内各地での街頭キャンペーン等で飲酒防止に関することを含めて啓発活動を実施します。 | リーフレットやポスターの配架・掲示、関係業界との協働による啓発活動などを実施。社会環境健全化推進街頭キャンペーンを平成30年7月・11月に県内各地で開催した。   | 青少年の飲酒防止を含む青少年を取り巻く社会環境の健全化への取組みについて県民の理解と協力を喚起するため、リーフレットやポスターを作成し、街頭キャンペーンを年2回県内各地で開催する。 |    | ○  | 年2回       | 年2回           | 年2回        | 年2回         | 100.0%           | A  | 特になし。   | 次年度も取組みを継続予定。   | 青少年課  |
|                 | 03 関係事業者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発 | 関係事業者に対して条例に基づく取組みを周知するため、関係業界団体等を通じて飲酒防止に関する資料を配布し、啓発に取り組みます。  | 業界団体を通じて飲酒防止に関するポスターを作成し、配布するなど、啓発を行った。   |  |    |    |           |               |            |             |                  |    | 特になし。   | 次年度も取組みを継続予定。   | 青少年課  |
|                 | 04 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進        | 児童・生徒の発達段階に応じた計画的・継続的な喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進するため、①児童・生徒に対する指導の充実、②教職員に対する指導・研修の充実、③学校・家庭・地域等との連携を図ります。   | ①児童生徒に対する指導の充実<br>○危険ドラッグ乱用防止啓発DVDなど指導資料・教材等による指導・啓発をおこなった。<br>○薬物乱用防止教室の開催について、中学校96.6%、高等学校97.8%の実施率となっており、小学校も6割以上の学校が実施をした。<br>②教員等に対する指導・研修の充実<br>○薬物乱用防止教室指導者講習会を開催し、延べ250人の参加があった。<br>○喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座を開催し、103人の参加があった。<br>○教員5年経験者に対する研修講座や、横浜市内、相模原市内では薬物乱用防止講演会も開催され、多くの受講があった。<br>③学校・家庭・地域等との連携について<br>○街頭での指導・啓発として社会環境健全化推進街頭キャンペーンを年2回実施した。 |  |    |    |           |               |            |             |                  |    | 喫煙、飲酒、薬物乱用の問題については、学校だけで解決できるものではなく、学校、家庭、地域社会が連携を図り、関係機関、関係団体のご協力のもと、進めていくことが不可欠である。 | 各研修会を引き続き実施していき、教員の指導実践の支援をする。また、児童生徒に対して、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育視聴覚教材等の活用などを周知し、指導・啓発活動を継続していく。 | 保健体育課 |
|                 | 05 PTA活動のためのハンドブックによる啓発     | 児童・生徒を取り巻く今日的課題の一つとして飲酒問題を取り上げ、PTAの理解と問題の解決に向けた取組みを進めるため、「PTA活動のためのハンドブック」への掲載と配布を通じ、啓発に取り組みます。   | ・「PTA活動のためのハンドブック」を以下の関係機関に配付した。<br>県内市町村教育委員会<br>県立高等学校PTA連合会<br>県PTA協議会<br>県知的PTA連合会<br>県肢体PTA連合会<br>県盲PTA連合会<br>県ろうPTA連合会<br>県立学校 等  |  |    |    |           |               |            |             |                  |    | 新たにPTAに加入する保護者等に対して、PTAの目的や活動等をわかりやすく紹介する必要がある。                                       | 「PTA活動のためのハンドブック」について、概要版を作成し、関係機関に配付し、周知する。  | 生涯学習課 |

「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画(平成30～34年度)」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>

【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。

【進捗率】「(C)直近値-(B)計画当初時点/(D)達成目安-(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。

【進捗度】「(C)直近値/(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。

【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E (A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

資料3

| 大柱一柱一項目  | 構成施策事業                   |   | 実績   | 進捗状況(平成30年度分)  |    |    |       |           |        |         |          |    | 課題  | 次年度の方向性(令和元年度分)   | 所管課        |
|----------|--------------------------|---|--|--|----|----|-------|-----------|--------|---------|----------|----|---|---|------------|
|          | 施策名                      | 内容  |  | 項目   | 計画 | 独自 | 目標(A) | 計画当初時点(B) | 直近値(C) | 達成目安(D) | 進捗率or進捗度 | 判定 |   |   |            |
| ② 県民への推進 |                          |   |  |  |    |    |       |           |        |         |          |    |   |   |            |
| 06       | アルコール健康障害に関するリーフレットによる啓発 | 各地域の相談窓口や研修会等でアルコール健康障害に関するリーフレットを配布し、アルコール健康障害に対する正しい知識の普及啓発に取り組みます。   | 市町村及び保健福祉事務所並びに、労働・青少年に関する相談機関等にリーフレットを配布し、情報提供や理解促進を図った。<br>当所が主催する酒害予防講演会(平成30年11月3日実施)参加者71名、アルコール健康相談研修(平成30年10月25日実施)参加者46名等で配布した。<br>①「アルコールについて知ってほしいこと(平成27年1月作成)」<br>②「女性に知ってほしいアルコールの話(平成27年3月作成)」 | 県所管域30市町村に配布し、アルコール健康障害の正しい知識の普及を図る。                     |    | ○  | 30市町村 | 30市町村     | 30市町村  | 30市町村   | 100.0%   | A  | より広く普及啓発を行うため、配布先の拡充を図る。                      | 引き続き、リーフレットを活用した普及啓発に努める。   | 精神保健福祉センター |
|          |                          |   | ①「アルコールについて知ってほしいこと(平成27年1月作成)」<br>②「女性に知ってほしいアルコールの話(平成27年3月作成)」  | 保健福祉事務所8か所に配布し、アルコール健康障害の正しい知識の普及を図る。                    |    | ○  | 8か所   | 8か所       | 8か所    | 8か所     | 100.0%   | A  |   |   |            |
| 07       | 酒害予防講演会の実施               | 県民を対象に、アルコール健康障害の予防を図ることを目的として、不適切な飲酒による心身の健康障害について学ぶ酒害予防講演会を実施する。<br>特に若い世代に対して、アルコールのリスクや適性飲酒について正しい知識の普及啓発を図るため、県内の大学等と連携した講演会を実施する。 | 酒害予防講演会<br>テーマ: 楽しく 学べる アルコールの基礎<br>開催日: 平成30年11月3日(土)<br>場所: 神奈川工科大学<br>講師: 神奈川工科大学教員及び、厚木断酒新生会会員<br>参加者: 71名   | 酒害予防講演会の累計参加者数の増加(R4年度までに累計400人)                         |    | ○  | 400人  | 0人        | 71人    | 80人     | 88.8%    | B  | 講演会実施場所の確保、集客。                                | 県内にある大学の学生が多く参加することができるよう大学との連携により酒害予防講演会を実施する。<br>当該計画の目標値である「平成34年度までに累計参加者400人」を目指す。 | 精神保健福祉センター |
| 08       | 家庭教育推進事業                 | 家庭教育を取り巻く課題の一つとして飲酒問題を取り上げ、「家庭教育ハンドブック すこやか」への掲載と配付を通じ、啓発に取り組みます。   | ・県内の国・公・私立中学校、中等教育学校、特別支援学校中等部の1年生の保護者(政令市立の学校を除く)に配付した(43,000部)   |  |    |    |       |           |        |         |          |    | 子育てに関し悩みや不安を抱える保護者に向けて、情報提供などの支援をする必要が高まっている。 | ハンドブックの作成、配付を継続し、普及啓発を図る。   | 生涯学習課      |
| 09       | 労働者等に対するアルコール関連問題に関する啓発  | かながわ労働センターが実施する働く人のメンタルヘルズ相談、一般労働相談、労務管理セミナーの機会に、アルコール関連問題に関するリーフレット等の資料を配布し、啓発に取り組む。   | ・かながわ労働センター(本支所計4所)へリーフレットの配布<br>メンタルヘルズ相談、一般労働相談等で必要に応じて配布<br>「それって依存症かも」8部<br>「その問題は依存症かも」15部<br>「アルコールについて知ってほしいこと」35部<br>「女性に知ってほしいアルコールの話」10部   | アルコールに関するリーフレットをかながわ労働センター4か所に配布し、アルコール健康障害の正しい知識の普及を図る。 |    | ○  | 4か所   | 4か所       | 4か所    | 4か所     | 100.0%   | A  | 特になし。   | かながわ労働センターへリーフレットの配布を実施していく。  | 雇用労政課      |

「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画(平成30～34年度)」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E (A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

資料 3

| 大柱一柱一項目          | 構成施策事業                       |   | 実績   | 進捗状況(平成30年度分)   |    |    |       |           |        |         |          |    | 課題                                     | 次年度の方向性(令和元年度分)   | 所管課   |
|------------------|------------------------------|---|--|---|----|----|-------|-----------|--------|---------|----------|----|--|---|-------|
|                  | 施策名                          | 内容  |  | 項目  | 計画 | 独自 | 目標(A) | 計画当初時点(B) | 直近値(C) | 達成目安(D) | 進捗率or進捗度 | 判定 |  |   |       |
| (2) 不適切な飲酒への対策   |                              |   |  |   |    |    |       |           |        |         |          |    |  |   |       |
| ① 未成年者や妊産婦に対する対策 |                              |   |  |   |    |    |       |           |        |         |          |    |  |   |       |
| 10               | 未成年者の飲酒をなくすための取組み            | 未成年者の飲酒は、特に身体に与える影響が大きいことから、普及啓発を実施します。   | 鎌倉保健福祉事務所三崎センターが高校の文化祭で来場者延280人に対して、アルコールパッチテストを140人に実施し、啓発用リーフレット100部を配布して、適正飲酒等の普及啓発を実施した。また、管内小学校で5年生28人にアルコールの健康への影響等について講演を行った。 | R4年度までに未成年者(男性15歳以上20歳未満)の飲酒をなくす  | ○  |    | 0.0%  | 21.6%     | 21.6%  | 10.8%   | 0.0%     | E  | 普及啓発の場数が少ない。                           | 保健所等で引き続き普及啓発を実施していく。   | 健康増進課 |
|                  |                              |   |  | R4年度までに未成年者(女性15歳以上20歳未満)の飲酒をなくす  | ○  |    | 0.0%  | 25.6%     | 25.6%  | 12.8%   | 0.0%     | E  |  |   |       |
| 11               | 妊産婦の飲酒をなくすための取組み             | 妊娠中及び授乳中の飲酒は、胎児や乳児等の身体に与える影響が大きいことから、市町村が行う母子保健事業の中で正しい知識の普及や保健指導等の取組みを支援していきます。  | 市町村の両親学級等において飲酒に関する正しい知識の普及を行っている。   | R4年度までに妊娠中の飲酒をなくす   | ○  |    | 0.0%  | 2.6%      | 3.4%   | 1.6%    | 0.0%     | E  | 妊娠中の情報提供量は多く、飲酒に関する保健指導の時間確保が困難である。    | 市町村の取組みを支援していく。   | 健康増進課 |
| 12               | 保護者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発【再掲】   | 青少年喫煙飲酒防止条例による保護者の責務を周知啓発し、青少年の飲酒を防止する行動を促すため、県内各学校の協力を得て飲酒防止に関する資料を配布し、啓発に取り組みます。  | 平成30年7月に中学1年生の保護者を対象に10万3千部を配布。  | 青少年の飲酒を防止する行動を促すため、年1回、中学1年生の保護者を対象にチラシ約10万部を配布する。  |    | ○  | 10万部  | 10万部      | 10万部   | 10万部    | 100.0%   | A  | 特になし。                                  | 次年度も取組みを継続予定。   | 青少年課  |
| 13               | 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく立ち入り調査の実施     | 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組みの実施状況について関係店舗に立入調査を行い、必要に応じて指導等を行います。また、全ての酒類自動販売機に成人識別装置が設置されるよう継続的な指導を行います。   | 平成31年3月末時点で計382件(販売店291店舗、自動販売機91台)。横浜市・川崎市は青少年課が実施し、それ以外の地域は各地域県政総合センターが実施。   |   |    |    |       |           |        |         |          |    | 立入調査の結果、指導対象となったのは11件(2.8%)。継続的な指導を行う。 | 次年度も取組みを継続予定。   | 青少年課  |
| ② 販売、提供への対策      |                              |   |  |   |    |    |       |           |        |         |          |    |  |   |       |
| 14               | 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく立ち入り調査の実施【再掲】 | 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組みの実施状況について関係店舗に立入調査を行い、必要に応じて指導等を行います。また、全ての酒類自動販売機に成人識別装置が設置されるよう継続的な指導を行います。   | 平成31年3月末時点で計382件(販売店291店舗、自動販売機91台)。横浜市・川崎市は青少年課が実施し、それ以外の地域は各地域県政総合センターが実施。   |   |    |    |       |           |        |         |          |    | 立入調査の結果、指導対象となったのは11件(2.8%)。継続的な指導を行う。 | 次年度も取組みを継続予定。   | 青少年課  |
| 15               | 社会環境実態調査の実施                  | 市町村や地域の青少年育成関係者と連携し、青少年の健全育成への影響が考えられる各種営業等の状況を把握するため、カラオケ店、インターネットカフェ店等において「未成年者の喫煙飲酒禁止の表示」、「酒類自動販売機設置状況」等の基本データを収集する調査を実施します。また、その内容を踏まえて、酒類販売時の年齢確認が不十分な営業等の是正を図ります。 | 7月から9月に調査を実施。カラオケ店 328店<br>インターネットカフェ・まんが喫茶 97店  | 青少年の健全育成への影響が考えられる各種営業等の状況を把握するため、飲酒防止関連の基本データを収集する調査を、年に1回、7月～9月に実施する。   |    | ○  | 年1回   | 年1回       | 年1回    | 年1回     | 100.0%   | A  | 特になし。                                  | 次年度は、インターネットカフェ・まんが喫茶を対象に調査実施予定。                                | 青少年課  |
| 16               | 関係業界団体との協働の取組みの推進            | 青少年の飲酒を防止する社会環境づくりに向け、青少年喫煙飲酒防止条例の趣旨を踏まえ、県と関係業界団体が協働で啓発活動を実施します。  | 関係業界団体を通じ構成員への啓発物(POP、ポスター)の作成・配布(15,000枚)。青少年健全育成のための自主規制を優良に取り組んでいる店舗を選定し、「青少年健全育成推進店」の表示ステッカーの交付を実施(12団体・6,637店)。                 | 青少年の飲酒を防止する社会環境づくりに向け、年1回、関係業界団体の構成員へ啓発物(POP、ポスター)を作成し配布する。また、隔年に1回、青少年健全育成のための自主規制を優良に取り組んでいる店舗を選定し、「青少年健全育成推進店」の表示ステッカーを交付する。 |    | ○  | 年1回   | 年1回       | 年1回    | 年1回     | 100.0%   | A  | 特になし。                                  | 令和元年度第1回神奈川県青少年の環境に関する業界協議会より、次年度も引き続きポスターの作成が承認済み。次年度も取組を継続する。 | 青少年課  |

「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画(平成30～34年度)」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値-(B)計画当初時点/(D)達成目安-(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値/(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E (A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

資料 3

| 大柱一・中柱一<br>項目       | 構成施策事業                            |  | 実績  | 進捗状況(平成30年度分)   |    |    |               |               |            |             |                  | 課題 | 次年度の方向性<br>(令和元年度分)   | 所管課  |                     |
|---------------------|-----------------------------------|--|---|---|----|----|---------------|---------------|------------|-------------|------------------|----|---|--|---------------------|
|                     | 施策名                               | 内容   |   | 項目  | 計画 | 独自 | 目標<br>(A)     | 計画当初<br>時点(B) | 直近値<br>(C) | 達成目安<br>(D) | 進捗率<br>or<br>進捗度 |    |   |  | 判定                  |
| ③ 飲酒運転防止に係る対策       |                                   |  |   |   |    |    |               |               |            |             |                  |    |   |  |                     |
|                     | 17 飲酒運転根絶運動                       | 県民の交通安全意識の向上と交通事故防止の徹底を図る県民総ぐるみの交通安全運動の年間運動の一つとして、飲酒運転根絶運動を展開します。飲酒運転根絶県民大会をはじめとするキャンペーンを実施するなど、飲酒運転を許さない社会づくりを進めます。 | ・平成30年11月16日、横浜市神奈川区にある神奈川公会堂において「2018飲酒運転を根絶しよう!!県民大会」を実施した。参加者数約100名。   | 飲酒運転根絶に伴うキャンペーンを年1回実施する                                 |    | ○  | 年1回           | 年1回           | 年1回        | 年1回         | 100.0%           | A  | 参加者数の確保が課題である。  | 開催場所を変えて今年度も実施予定。  | くらし安全交通課            |
|                     | 18 飲酒運転根絶強化月間の取組み                 | 神奈川県交通安全対策協議会が、毎年12月に展開する「飲酒運転根絶強化月間」にあわせ、「飲酒運転根絶期間」として交通指導取締りをはじめとした街頭活動を強化するとともに、広報啓発活動及び交通安全教育を推進します。             | ・12月に「飲酒運転根絶強化月間」を実施した。また、交通安全を呼び掛けるポスターを9,200枚作成し、市町村、警察を通して県内各所に配布した。<br>・平成30年12月の飲酒運転根絶期間中、交通安全講話をはじめ、飲酒運転の危険性等を周知するための交通安全教育を116回、街頭における交通安全キャンペーン等を97回実施した。 | 年度中に1回(12月)、強化月間を指定し、各種取組を推進する。                         |    | ○  | 年1回           | 年1回           | 年1回        | 年1回         | 100.0%           | A  | ・昨年は年間の交通事故死者数は162名で、おとしより13名増加した。この結果を踏まえ、今年は昨年よりも交通事故により無くなる方を1名でも減らすことが課題である。<br>・平成30年中、飲酒運転による交通事故の発生件数は177件と多く発生している状況であることから、飲酒運転の悪質性・危険性について更なる周知を図り、飲酒運転根絶気運を高めていく必要がある。 | 引き続き、12月に「飲酒運転根絶強化月間」を実施する予定である。   | くらし安全交通課<br>県警交通総務課 |
|                     | 19 各種キャンペーンや事業所等を対象とした交通安全安全講話の実施 | 啓発用DVDや各種統計資料等を活用して実施する安全講話のほか、飲酒体験ゴーグルを活用した疑似体験等を実施し、飲酒運転の危険性を訴えます。   | ・飲酒運転の危険性や悪質性を呼びかけるキャンペーンを合計196回実施した。<br>・事業所運転者等を対象として、飲酒体験ゴーグル等を活用するなどした交通安全講話を合計422回実施した。  | 各警察署(54警察署)において、キャンペーンによる広報啓発、事業所等における交通安全講話を各1回以上実施する。 |    | ○  | 各1回           | 各1回           | 各1回        | 各1回         | 100.0%           | A  | 平成30年中、飲酒運転による交通事故の発生件数は177件と多く発生している状況であることから、飲酒運転の悪質性・危険性について更なる周知を図り、飲酒運転根絶気運を高めていく必要がある。  | 引き続き、飲酒運転の危険性を訴えるためのキャンペーンや交通安全講話を実施していく。  | 県警交通総務課             |
|                     | 20 ハンドルキーパー運動の周知と促進               | 「ハンドルキーパー運動」について、ポスター等を活用して積極的な広報を展開するほか、酒類を提供する店舗等に対して運動促進の働きかけや、飲酒運転根絶に向けた指導を行います。                                 | 各警察署管内の繁華街等において、酒類を提供する飲食店訪問を合計62回実施し、ハンドルキーパー運動について周知するとともに、ポスター等の啓発物の活用や来店者に対する呼び掛け等の依頼を行った。  | 各警察署(54警察署)において、関係機関・団体と連携したハンドルキーパーの周知・促進活動を1回以上実施する。  |    | ○  | 各1回           | -             | 各1回        | 各1回         | 100.0%           | A  | 平成30年中、飲酒運転による交通事故の発生件数は177件と多く発生している状況であることから、飲酒運転の悪質性・危険性について更なる周知を図り、飲酒運転根絶気運を高めていく必要がある。  | 引き続き酒類提供店舗等の訪問による指導や協力依頼を実施していく。   | 県警交通総務課             |
| 2 進行の予防             |                                   |  |   |   |    |    |               |               |            |             |                  |    |   |  |                     |
| (1) 健康診断及び保健指導      |                                   |  |   |   |    |    |               |               |            |             |                  |    |   |  |                     |
| ① 特定健康診査・特定保健指導への支援 |                                   |  |   |   |    |    |               |               |            |             |                  |    |   |  |                     |
|                     | 21 特定健康診査・特定保健指導に関する情報の共有         | 県が開催する情報交換会において、各保険者のアルコールに係る取組みについて、情報や知識の共有化を図ります。   | 平成30年6月4日(月)に特定健康診査・特定保健指導初任者研修会を開催し、参加者57名に飲酒に関する保健指導について講義等により情報や知識の共有を行った。   | 各保険者のアルコールに係る取組みについて、情報や知識の共有化を図る。                      |    | ○  | 情報交換会を年1回開催   | 年1回           | 年1回        | 年1回         | 100.0%           | A  | 様々な保健指導がある中で、飲酒に関する情報共有の時間の確保が困難である。  | 引き続き研修等の場を活用し情報共有を行っている。   | 健康増進課<br>(医療保険課)    |
|                     |                                   |  |   |   |    |    | 情報交換会に54人以上出席 | 年54人          | 年57人       | 年54人        | 105.6%           | A  |   |  |                     |
|                     | 22 特定健康診査・特定保健指導の従事者に対する人材育成      | 特定健康診査等の従事者が、適切な知識や技術を習得できるように、県、保険者協議会及び関係団体等において研修を行います。   | ・特定健康診査・特定保健指導初任者研修会を平成30年6月4日・7月3日に開催し、参加者数は116人だった。   | 特定健康診査等の従事者が、適切な知識や技術を習得できるように、県、保険者協議会及び関係団体等を実施する。    |    | ○  | 研修会を年2回開催     | 年0回           | 年2回        | 年2回         | 100.0%           | A  | 保健指導経験者研修は対象者数が明確ではなく、開催しながらニーズを把握していく必要がある。  | 国連連合会と医療保険課と共同し研修を開催する。研修は、健康増進課が保健指導従事者を対象として、経験者と初任者を隔年で開催し、医療保険課は事務担当者を対象として実施する。 | 健康増進課<br>(医療保険課)    |
|                     |                                   |  |   |   |    |    | 研修修了証108人     | 0人            | 116人       | 108人        | 107.4%           | A  |   |  |                     |

「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画(平成30～34年度)」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値-(B)計画当初時点/(D)達成目安-(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値/(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E (A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

資料 3

| 構成施策事業        |                                    |   | 実績  | 進捗状況(平成30年度分)   |    |    |           |                    |            |             |                  | 課題 | 次年度の方向性<br>(令和元年度分)  | 所管課   |            |
|---------------|------------------------------------|---|---|---|----|----|-----------|--------------------|------------|-------------|------------------|----|----------------------|---|------------|
| 大柱一中柱一<br>項目  | 施策名                                | 内容  |   | 項目  | 計画 | 独自 | 目標<br>(A) | 計画当初<br>時点(B)      | 直近値<br>(C) | 達成目安<br>(D) | 進捗率<br>or<br>進捗度 |    |                      |   | 判定         |
| ② 適量飲酒のための取組み |                                    |   |   |   |    |    |           |                    |            |             |                  |    |                      |   |            |
| 23            | 適量飲酒のための取組み                        | 保健所等において、成人に対する飲酒と生活習慣病の関連の普及や保健指導を行っています。<br>関連団体による市民公開講座やイベント等の場で、アルコールによる健康障害や適量飲酒についての普及啓発を促します。                           | 鎌倉保健福祉事務所三崎センターが市民まつりや高校の文化祭で来場者延710人に対して、アルコールパッチテストを310人に実施し、啓発用リーフレット400部を配布して、適正飲酒等の普及啓発を実施した。  | 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者(成人1日当たりの純アルコール摂取量男性40g以上)の割合の減少(R4年度までに15.0%にする)   | ○  |    | 15.0%     | 15.4%              | 15.4%      | 15.2%       | 0.0%             | E  | 普及啓発の場面が少ない。         | 保健所等で引き続き普及啓発を実施していく。   | 健康増進課      |
|               |                                    |   |   | 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者(成人1日当たりの純アルコール摂取量女性20g以上の者)の割合の減少(R4年度までに7.0%にする。) | ○  |    | 7.0%      | 12.4%              | 15.4%      | 9.6%        | 0.0%             | E  |                      |   |            |
| (2) 相談支援体制の充実 |                                    |   |   |   |    |    |           |                    |            |             |                  |    |                      |   |            |
| ① 精神保健福祉相談等   |                                    |   |   |   |    |    |           |                    |            |             |                  |    |                      |   |            |
| 24            | 地域における相談支援体制の充実(相談窓口の周知)           | 精神保健福祉センターをアルコール健康障害に関する相談拠点機関、保健所等を地域の相談窓口と位置付け、医療機関、自助グループ及び関係機関等と連携し相談支援体制の整備と周知を進めます。                                       | ・国の依存症対策総合支援事業に基づき、県域の相談拠点機関の設置に向けて、精神保健福祉センターと調整中。<br>・地域においては、従前より引き続き、保健福祉事務所等がアルコール依存症等の相談窓口としての機能を果たしているが、相談窓口としての周知度について県民ニーズ調査により、現状把握を行った。<br>・「アルコール依存症について、相談できる場所」として「精神保健福祉センター・保健所等」を知っていると答えた人の割合は、35.8%<br>・アルコール関連問題啓発週間(11月10日～16日)に合わせて県のたよりに掲載し普及啓発を行った。 | 精神保健福祉センターや保健所等の相談窓口の認知度の増加   | ○  |    | 70.0%     | 34%<br>(参考:H28国調査) | 35.8%      | 42.0%       | 23.0%            | D  | 相談機関の周知をより一層行う必要がある。 | ・相談支援体制のさらなる整備を目的として、県精神保健福祉センターをアルコール等の依存症相談拠点として指定する。<br>・アルコール関連問題啓発週間(11月10日～16日)を通じて相談窓口の周知に努める。<br>・平成31年度に向けて、相談拠点の設置と相談窓口の明示や周知について、推進する。 | がん・疾病対策課   |
| 25            | 精神保健福祉センターによる相談(依存症電話相談及びこころの電話相談) | こころの健康全般を受け付ける「こころの電話相談」及び専用回線による「依存症電話相談」を実施し、アルコール依存症の人や、その家族及び友人、関係機関からの相談に対応する。   | こころの電話相談 相談件数:8,797件(内アルコール41件)<br>依存症電話相談 相談件数:177件(内アルコール44件)   |   |    |    |           |                    |            |             |                  |    | 予算を大幅に上回る決算額であった。    | こころの電話相談及び依存症電話相談を引き続き実施するとともに、従来より精神保健福祉センターが主催する電話相談員研修に、相談員が参加することにより、相談技術の向上を図る。  | 精神保健福祉センター |
| ② 職域等における相談   |                                    |   |   |   |    |    |           |                    |            |             |                  |    |                      |   |            |
| 26            | 働く人のメンタルヘルス相談                      | かながわ労働センターにおいて「働く人のメンタルヘルス相談」等を継続的に実施するとともに、相談員のアルコール健康障害や関係機関に関する理解と知識を深め、必要に応じて、相談者等を適切な相談窓口につなげることで、労働者のアルコール問題を解決に導く取組みを行う。 | ・かながわ労働センター本所にて「働く人のメンタルヘルス相談」(第1・2・3・4火曜日、カウンセラー対応)を実施。  | 労働者を対象としたカウンセラー等が対応するメンタルヘルス相談を月4回開催し、アルコール関連問題への適切な対応を支援する。              |    | ○  | 月4回       | 月4回                | 月4回        | 月4回         | 100.0%           | A  | 特になし。                | 働く人のメンタルヘルス相談を引き続き実施していく。   | 雇用労政課      |

「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画(平成30～34年度)」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値-(B)計画当初時点/(D)達成目安-(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値/(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E (A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

資料 3

| 構成施策事業  |                                 |   | 実績  | 進捗状況(平成30年度分)   |  |  |                              |               |            |             |                  | 課題   | 次年度の方向性<br>(令和元年度分)  | 所管課   |            |
|---|---------------------------------|---|---|---|--|--|------------------------------|---------------|------------|-------------|------------------|------|--|---|------------|
| 大柱-中柱-項目  | 施策名                             | 内容  |   | 項目  | 計画   | 独自   | 目標<br>(A)                    | 計画当初<br>時点(B) | 直近値<br>(C) | 達成目安<br>(D) | 進捗率<br>or<br>進捗度 |      |  |   | 判定         |
| ③ 相談支援者に対する研修   |                                 |   |   |   |  |  |                              |               |            |             |                  |      |  |   |            |
| 27  | 神奈川県酒害相談員研修会事業等の実施              | 酒害相談員が酒害に対する理解と知識を深め、自らの体験を酒害に悩む人々への相談支援に生かすため、酒害相談員研修会と酒害相談員研修会と酒害相談員地区別一般研修会を実施します。 | 【酒害相談員研修】<br>開催日：平成30年8月26日(日)<br>参加者数：118名   | 神奈川県断酒連合会に委託。<br>全酒害相談員を対象とした全体研修会を年1回開催し、相談スキルの維持と向上を図る。     |  | ○  | 年1回                          | 年1回           | 年1回        | 年1回         | 100.0%           | A    | 地区別一般研修会の会場確保。有料の会場が増加してきている。(断酒連合会より)   | 引き続き神奈川県断酒連合会に酒害相談員研修会と地区別一般研修会の実施について委託をすることにより酒害相談員の相談技術の向上を図る。             | 精神保健福祉センター |
|   |                                 |   | 【地区別一般研修】<br>実施回数：20回<br>参加者数：1,375名  | 神奈川県断酒連合会に委託。<br>全酒害相談員を対象とした地区別一般研修会を年20回開催し、相談スキルの維持と向上を図る。 |  | ○  | 年20回                         | 年20回          | 年20回       | 年20回        | 100.0%           | A    |  |   |            |
|   |                                 |   | 28  | アルコール健康相談研修の実施  | 関係機関の職員等を対象に、アルコール健康障害について理解するとともに、アルコール関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶことを目的として関係機関の職員等を対象に、保健福祉事務所等と共催して研修を実施します。 | アルコール健康相談研修<br>開催日：平成30年10月25日(木)<br>場所：鎌倉保健福祉事務所<br>受講者：46人 | 累計受講者数の増加<br>(R4年度までに300人受講) |               | ○          | 300人        | 60人              | 106人 |  |   |            |
| 29  | 依存症セミナーの実施(保健・福祉・介護・司法等相談従事者向け) | 様々な分野に従事する支援者等を対象に、アルコール依存症に対する正しい知識やアルコール関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶことを目的として研修を実施します。  | ○第1回依存症セミナー<br>開催日：平成30年7月11日～12日<br>対象者：関係機関等<br>研修内容：依存症概要、治療プログラム等<br>参加者数：48人   | 累計受講者数の増加<br>(R4年度までに150人受講)                                  |  | ○  | 150人                         | 0人            | 48人        | 30人         | 160.0%           | A    | アルコール依存症に関する研修の充実はもちろん、平成31年4月に国のキャンブル等依存症対策推進基本計画が策定され、今後県としても一層対策の推進に取り組む必要があることから、キャンブル依存に関連したプログラムを充実させる必要がある。 | 今年度に引き続き、依存症セミナーを実施し、アルコール依存症に対する正しい知識やアルコール関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶ機会を提供する。 | がん・疾病対策課   |
| (3) アルコール健康障害に係る医療の充実と医療連携の推進   |                                 |   |   |   |  |  |                              |               |            |             |                  |      |  |   |            |
| ① アルコール専門医療等の充実   |                                 |   |   |   |  |  |                              |               |            |             |                  |      |  |   |            |
| 30  | アルコール依存症に対応する医療機関の整備            | 国による依存症対策総合支援事業に基づき、アルコール依存症に対応する依存症専門医療機関の選定を進めます。                                   | ○平成30年度専門医療機関選定実績<br>次の6つの医療機関を依存症専門医療機関として選定した。<br>・神奈川県立精神医療センター<br>・久里浜医療センター<br>・北里大学東病院<br>・みくるべ病院<br>・神奈川県立<br>・大石クリニック | 依存症専門医療機関数の増加(R4年度までに1機関指定)                                   |  | ○  | 10機関                         | 0機関           | 6機関        | 2機関         | 300.0%           | A    | 選定した専門医療機関との連携を一層進めていく必要がある。   | ホームページ等を通じて専門医療機関の選定に関する情報を発信し、引き続き選定を進めていく。                                  | がん・疾病対策課   |
|   |                                 |   | ○平成30年度依存症治療拠点機関選定実績<br>次の2つの医療機関を依存症治療拠点として選定した。<br>・県立精神医療センター<br>・北里大学東病院  | 依存症治療拠点機関の増加(R4年度までに1機関指定)                                    |  | ○  | 1機関                          | 0機関           | 2機関        | 1機関         | 200.0%           | A    | 県立医療センター及び北里大学東病院に委託を行う治療拠点機関事業について、調整を行う必要がある。  | 選定した治療拠点機関とともに、地域医療連携体制整備や依存症医療等支援者研修、普及啓発・情報提供等を進めていく。                       | がん・疾病対策課   |
| ○第2回依存症セミナー<br>開催日：平成31年1月23日<br>対象者：地域医療機関・関係機関等<br>研修内容：SCOPプログラムについて<br>参加者数：21人 | 累計受講者数の増加                       |   | ○   | 100人  | 0人   | 21人  | 20人                          | 105.0%        | A          |             |                  |      |  |   |            |

「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画(平成30～34年度)」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E (A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

資料 3

| 構成施策事業                    |     |                                 | 実績   | 進捗状況(平成30年度分)   |   |    |       |           |        |         |          | 課題     | 次年度の方向性(令和元年度分) | 所管課  |   |               |
|---------------------------|-----|---------------------------------|--|---|---|----|-------|-----------|--------|---------|----------|--------|-----------------|--|---|---------------|
| 大柱一<br>中柱一<br>項目          | 施策名 | 内容                              |  | 項目  | 計画  | 独自 | 目標(A) | 計画当初時点(B) | 直近値(C) | 達成目安(D) | 進捗率or進捗度 |        |                 |  | 判定  |               |
| ② 内科等身体科と精神科との医療連携の推進     |     |                                 |  |   |   |    |       |           |        |         |          |        |                 |  |   |               |
|                           | 32  | かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施             | 内科等のかかりつけ医が、アルコール依存症とうつ病等の関係に関する知識や介入の方法を修得し、適切に精神科につなぐため政令市や県医師会と協力をして、「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施する。   | ・政令市を含む5会場で「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催し、計302名が受講した。<br>・当該研修の開催に際し、アルコール健康障害対策基本法などの施策の動向等にも触れ、自殺の実態と自殺対策の講義を行った。 | 累計受講者数の増加(R4年度までに1200人受講)   |    | ○     | 1,200人    | 0人     | 302人    | 240人     | 125.8% | A               | ・かかりつけ医や産業医が、身体疾患の背後にあるアルコールの問題に気づくことやアルコールとうつ、自殺等の関係の理解を促進する必要がある。<br>・普及啓発に取り組んでいく必要がある。 | ・引き続き、研修企画委員会と協議し、研修会を開催していく。<br>・普及啓発に努める。               | 精神保健福祉センター    |
|                           | 33  | 産業医と専門医療との連携強化                  | 産業医が開催する研修会等の機会を通じて、アルコール依存症の治療介入や支援方法、相談窓口、アルコール専門医療機関等の情報を提供し、アルコール健康障害を有する人が速やかに専門医療につながるよう取り組みます。  | 関係機関と連絡調整を行ったが、研修会を実施することが出来なかった。   | 産業医が、アルコール健康障害に対する知識や専門医療へつなぐための介入の方法についての研修会を年1回実施する。            |    | ○     | 年1回       | 年0回    | 年0回     | 年1回      | 0.0%   | E               | 引き続き関係機関と連絡調整を行い、実施に向け調整を行う必要がある。  | ・産業保健センター等と連携し、研修を行う体制を整備していく。                            | がん・疾病対策課      |
| (4) 飲酒運転をした者等に対する対策       |     |                                 |  |   |   |    |       |           |        |         |          |        |                 |  |   |               |
| ① 飲酒運転をした者に対する対策          |     |                                 |  |   |   |    |       |           |        |         |          |        |                 |  |   |               |
|                           | 34  | 飲酒運転取消講習(二輪・四輪学級)の実施            | 運転免許取消処分者講習対象者のうち、運転免許の取消処分に係る累積点数中に、酒気帯び運転等の法令違反が含まれている者又は無免許で飲酒運転の法令違反がある者に対し、通常の講習内容に加えて、オーディット(アルコール依存症のテスト)、ブリーフインターベンション(簡易介入)、ディスカッションを行います。(講習で使用するワークブックは、飲酒運転の予防を目的としており、受講者がお酒の飲み方を振り返り、飲み方を少し変えてみようと思った時に、その手助けとなるように作られています。)また、受講者にアルコール専門医療機関等のリストを配布します。 | 飲酒取消講習を、公安委員会(運転教育課)及び県内15の指定講習機関で実施した。<br>平成30年度の講習実施回数 運転教育課は35回 84人 指定講習機関は148回 297人                     |   |    |       |           |        |         |          |        |                 | 取消処分者講習受講者に、アルコール依存症相談窓口・医療機関等のリストを配布して案内しているが、健康障害改善状況等の実態把握ができていない。                      | 今後も、講習の実施及びアルコール依存症相談窓口、医療機関等のリストの配布など取り組みを継続推進する。        | 県警運転免許本部運転教育課 |
| ② 暴力の背景にアルコール関連問題がある場合の対策 |     |                                 |  |   |   |    |       |           |        |         |          |        |                 |  |   |               |
|                           | 35  | 関係機関による相談窓口等の情報提供と連携(DV相談窓口等)   | 配偶者暴力相談支援センターのDV相談窓口等において、必要に応じアルコール関連問題に関する相談窓口や医療機関等についての情報提供、リーフレットの配布を行います。  | 配偶者暴力相談支援センターのDV相談窓口において、相談内容にアルコールに関する問題が含まれている場合は、アルコール関連問題の専門相談窓口や医療機関等についての情報提供を行った。                    |   |    |       |           |        |         |          |        |                 | 適切に情報提供を行っており、特設課題はない。   | 引き続き、アルコール関連問題が含まれるDV相談があった場合は、必要に応じ専門窓口等の情報提供を行う。        | 人権男女共同参画課     |
| ③ 虐待の背景にアルコール関連問題がある場合の対策 |     |                                 |  |   |   |    |       |           |        |         |          |        |                 |  |   |               |
|                           | 36  | 関係機関による相談窓口等の情報提供と研修の実施(児童相談所等) | 児童相談所等において、関係機関と連携し、専門医療機関や相談窓口等必要な情報提供を行います。また、アルコール関連問題に関する正しい知識や対応方法等に関する研修の実施に取り組みます。  | ・児童相談所において、アルコール関連問題に関する知識や支援方法等を含む研修を年1回実施。  | 児童相談所等において必要な情報提供を行うこと、支援者がアルコール関連問題に関する知識や方法を学ぶことを目的とした研修を年1回実施。 |    | ○     | 年1回       | 年0回    | 年1回     | 年1回      | 100.0% | A               | ・より多くの職員にアルコール関連問題に関する知識や支援方法を学ぶ機会確保が必要。   | ・児童相談所職員等を対象に、アルコール関連問題に関する知識や支援方法等について学ぶことを目的とした研修を実施する。 | 子ども家庭課        |

「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画(平成30～34年度)」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>

【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E (A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

資料 3

| 大柱一<br>中柱一<br>項目                 | 構成施策事業 |                              | 実績   | 進捗状況(平成30年度分)   |  |    |           |               |            |             |                  | 課題     | 次年度の方向性<br>(令和元年度分) | 所管課  |   |            |
|----------------------------------|--------|------------------------------|--|---|--|----|-----------|---------------|------------|-------------|------------------|--------|---------------------|--|---|------------|
|                                  | 施策名    | 内容                           |  | 項目  | 計画   | 独自 | 目標<br>(A) | 計画当初<br>時点(B) | 直近値<br>(C) | 達成目安<br>(D) | 進捗率<br>or<br>進捗度 |        |                     |  | 判定  |            |
| ④ 自殺未遂の背景にアルコール関連問題がある場合の対策      |        |                              |  |   |  |    |           |               |            |             |                  |        |                     |  |   |            |
|                                  | 37     | ゲートキーパー養成研修の実施               | アルコールは自殺の危険因子の一つとされている。<br>アルコールと自殺の関係について、理解の促進を図る必要があることから、地域で暮らす様々な人を対象として、精神保健福祉センターの他、保健福祉事務所、がん・疾病対策課及び市町村自殺対策主管課等が「ゲートキーパー養成研修」を実施する。 | 県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で299回11,881人養成。行政職員が3,838人と最多。以下教職員、一般住民、民生委員児童委員、健康普及員、地域保健・福祉支援関係者、学生等。フォローアップ研修は10回、396人養成。   | ゲートキーパー養成数<br>累計132,701人<br>(平成20年度から34年度)   |    | ○         | 132,701人      | 97,482人    | 109,363人    | 105,000人         | 104.2% | A                   | 知識の再確認・ゲートキーパーの役割の継続のためのフォローアップ研修  | 各市町村の計画が策定され、計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年に一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。 | 精神保健福祉センター |
|                                  | 38     | 自殺未遂者支援事業                    | 救命救急センター等に社会福祉士等の専門職を配置し、病院に搬送されたアルコール関連問題を抱えた自殺未遂者及び家族に対して支援を行います。  | 県内にある救命救急医療センター(東海大学医学部付属病院)に相談専門職(社会福祉士)を配置し、搬送された自殺未遂者に対して面接相談、地域の関係機関との連携を図り、連絡調整会議・ケース検討会の開催、自殺未遂者への退院後のフォローを行う等、医療機関、警察、救急隊、行政機関と連携した支援体制の構築を進めた。<br>・支援実施回数117件<br>・連絡会議実施回数3回<br>・電話フォロー率48.2%(53人)    | 自殺再企図防止のため、東海大学医学部付属病院に救急搬送された未遂者への退院後フォローとして、退院1か月後に電話フォローを行い、希死念慮の有無について再確認する。<br>R4年度末までに電話フォロー率50%以上 |    | ○         | 50.0%         | 32.3%      | 48.2%       | 36.0%            | 429.7% | A                   | ・自殺未遂の起こるケースは様々で、継続的なフォローが必要なる方に適切な支援が届くよう、地域につなげる必要があり、地域の関係機関との連携強化が求められる。 | 引き続き、自殺未遂者の再企図防止を図ることが出来るよう、地域の保健福祉事務所との役割を整理し、さらには医療機関含めた関係機関との包括的な支援体制の構築を進める。  | がん・疾病対策課   |
| 3 再発の予防                          |        |                              |  |   |  |    |           |               |            |             |                  |        |                     |  |   |            |
| (1) 社会復帰の支援                      |        |                              |  |   |  |    |           |               |            |             |                  |        |                     |  |   |            |
| ① アルコール依存症に対する正しい知識の促進(社会復帰への理解) |        |                              |  |   |  |    |           |               |            |             |                  |        |                     |  |   |            |
|                                  | 39     | アルコール健康障害に関するリーフレットによる啓発【再掲】 | 各地域の相談窓口や研修会等でアルコール健康障害に関するリーフレットを配布し、アルコール健康障害に対する正しい知識の普及啓発に取り組みます。  | 市町村及び保健福祉事務所並びに、労働・青少年に関連する相談機関等にリーフレットを配布し、情報提供や理解促進を図った。<br>当所が主催する酒害予防講演会(平成30年11月3日実施)参加者71名、アルコール健康相談研修(平成30年10月25日実施)参加者46名等で配布した。<br>①「アルコールについて知ってほしいこと(平成27年1月作成)」<br>②「女性に知ってほしいアルコールの話(平成27年3月作成)」 | 県所管域30市町村に配布し、アルコール健康障害の正しい知識の普及を図る。<br>保健福祉事務所8か所に配布し、アルコール健康障害の正しい知識の普及を図る。                            |    | ○         | 30市町村         | 30市町村      | 30市町村       | 30市町村            | 100.0% | A                   | より広く普及啓発を行うため、配布先の拡充を図る。   | 引き続き、リーフレットを活用した普及啓発に努める。   | 精神保健福祉センター |
|                                  | 40     | 酒害予防講演会の実施【再掲】               | 県民を対象に、アルコール健康障害の予防を図ることを目的として、不適切な飲酒による心身の健康障害について学ぶ講演会の開催に取り組みます。<br>特に若い世代に対して、アルコールのリスクや適性飲酒について正しい知識の普及啓発を図るため、県内の大学等と連携した講演会を実施します。    | 酒害予防講演会<br>テーマ: 楽しく学べる アルコールの基礎<br>開催日: 平成30年11月3日(土)<br>場所: 神奈川工科大学<br>講師: 神奈川工科大学教員及び、厚木断酒新生活会員<br>参加者: 71名   | 酒害予防講演会の累計参加者数の増加  |    | ○         | 400人          | 0人         | 71人         | 80人              | 88.8%  | B                   | 講演会実施場所の確保、集客。   | 県内にある大学の学生が多く参加することが出来るよう大学との連携により酒害予防講演会を実施する。<br>当該計画の目標値である「平成34年度までに累計参加者400人」を目指す。   | 精神保健福祉センター |



「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画(平成30～34年度)」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】(C)直近値-(B)計画当初時点/(D)達成目安-(B)計画当初時点により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】(C)直近値/(D)達成目安により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E (A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

資料 3

| 大柱一<br>中柱一<br>項目 | 構成施策事業                                    |   | 実績   | 進捗状況(平成30年度分)  |    |    |           |               |            |             |                  | 課題 | 次年度の方向性<br>(令和元年度分)   | 所管課  |                        |  |
|------------------|---|---|--|--|----|----|-----------|---------------|------------|-------------|------------------|----|---|--|------------------------|--|
|                  | 施策名                                       | 内容  |  | 項目   | 計画 | 独自 | 目標<br>(A) | 計画当初<br>時点(B) | 直近値<br>(C) | 達成目安<br>(D) | 進捗率<br>or<br>進捗度 |    |   |  | 判定                     |  |
|                  | ② 就労、復職の支援(職域におけるアルコール依存症の特性や対応方法等の知識の普及) |   |  |  |    |    |           |               |            |             |                  |    |   |  |                        |  |
|                  | 41 職域研修「働く人のメンタルヘルス研修会」等における相談窓口の周知       | 保健所等が労働基準監督署単位で開催する職域研修「働く人のメンタルヘルス研修会」等の機会を通じて、アルコール健康障害について情報提供し、相談窓口や専門医療機関等の周知をする。  | 県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会の開催の際には、アルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。  |  |    |    |           |               |            |             |                  |    | 職場において、メンタルヘルス対策の推進するために、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していただく必要があります。 | 職域研修会を開催する際、アルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人へのメンタルヘルスについての知識を普及していきます。                            | 精神保健福祉センター             |  |
|                  | 42 労働者等に対するアルコール関連問題に関する啓発【再掲】            | かながわ労働センターが実施する働く人のメンタルヘルス相談、一般労働相談、労務管理セミナーの機会に、アルコール関連問題に関するリーフレット等の資料を配布し、啓発に取り組む。   | ・かながわ労働センター(本支所計4所)へリーフレットの配布<br>メンタルヘルス相談、一般労働相談等で必要に応じて配布<br>「それって依存症かも」8部<br>「その問題は依存症かも」15部<br>「アルコールについて知ってほしいこと」35部<br>「女性に知ってほしいアルコールの話」10部                                     | アルコールに関するリーフレットをかながわ労働センター4か所に配布し、アルコール健康障害の正しい知識の普及を図る。 |    | ○  | 4か所       | 4か所           | 4か所        | 4か所         | 100.0%           | A  | 特になし。   | かながわ労働センターへリーフレットの配布を実施していく。   | 雇用労政課                  |  |
|                  | 43 産業医と連携した就労、復職に向けた支援の充実                 | アルコール依存症の当事者が復職や就職する際配慮すべき視点について、産業医に対し理解促進のため情報提供します。  | 関係機関と連絡調整を行ったが、研修会を実施することが出来なかった。  | 産業医に対し、アルコール健康障害に対する知識や専門医療へつなぐための介入の方法についての研修会を実施する。    |    | ○  | 年1回実施する。  | 年0回           | 年0回        | 年1回         | 0.0%             | E  | 引き続き関係機関と連絡調整を行い、実施に向け調整を行う必要がある。                                     | 産業保健センター等と連携し、研修を行う体制を整備していく。  | がん・疾病対策課               |  |
|                  | (2) 民間団体の活動支援                             |   |  |  |    |    |           |               |            |             |                  |    |   |  |                        |  |
|                  | ① 地域における自助グループや回復施設との連携                   |   |  |  |    |    |           |               |            |             |                  |    |   |  |                        |  |
|                  | 44 自助グループや回復施設との連携と支援                     | 保健所等が行っている地域支援において、自助グループや回復施設との連携を図ります。県内の自助グループや回復施設が開催する研修会へ講師派遣等の協力をするを通じ、その活動を支援します。   | 【酒害相談員研修】<br>開催日：平成30年8月26日(日)<br>参加者：118名<br><br>【地区別一般研修】<br>実施回数：20回<br>参加者人数：1,375名<br><br>・神奈川県酒連会交流事業共催。<br>・酒害予防講演会講師を厚木断酒新生会会員に依頼した。<br>・保健所、保健福祉事務所等では、酒害相談員を活用して個別支援を実施している。 |  |    |    |           |               |            |             |                  |    | 回復施設との連携  | 引き続き自助グループや回復施設との連携に努める。   | 精神保健福祉センター<br>がん・疾病対策課 |  |
|                  | ② 自助グループや回復施設の活動の周知                       |   |  |  |    |    |           |               |            |             |                  |    |   |  |                        |  |
|                  | 45 自助グループや回復施設の活動の周知                      | 地域の重要な社会資源として、自助グループや回復施設について、地域関係機関に情報提供し、活動の周知に取り組めます。精神保健福祉センターが開催する講演会等の機会を活用し、自助グループや回復施設の役割を啓発します。また、断酒会やAAが作成したリーフレットや研修案内等を関係機関等に周知します。 | 酒害予防講演会<br>テーマ：楽らく 学べる アルコールの基礎<br>開催日：平成30年11月3日(土)<br>場所：神奈川工科大学<br>講師：神奈川工科大学教員及び、厚木断酒新生会会員<br>参加者：71名  | 年1回、酒害予防講演会を活用し、自助グループや回復施設の役割を啓発する。                     |    | ○  | 年1回       | 年1回           | 年1回        | 年1回         | 100.0%           | A  | 酒害予防講演会以外の機会の開拓。  | 引き続き酒害予防講演会等において、自助グループや回復施設の活動を周知する。  | 精神保健福祉センター             |  |
|                  | 46 「かながわ依存症ポータルサイト」の開設と運用                 | アルコール健康障害に対応する相談窓口や専門医療機関、自助グループや回復施設等の情報を、一元的に知ることができるポータルサイト『かながわ版アディクションガイド(仮称)』を開設し、アルコール健康障害に関する情報発信を進め、支援を必要とする人がアクセスしやすい体制をつくります。        | 平成31年3月28日に「かながわ依存症ポータルサイト」を開設し、支援を必要とする人がアルコール等の依存症に関する新着情報や医療機関・施設にアクセスしやすい体制を整えることができた。   | 「かながわ依存症ポータルサイト」の開設を行う。                                  |    | ○  | 開設        | -             | 開設済み       | 開設          | 100.0%           | A  | 「かながわ依存症ポータルサイト」は開設して間もないことから、より多くの方知ってもらうため、ポータルサイトの周知に力を入れる必要がある。   | 「かながわ依存症ポータルサイト」の運営・管理を引き続き県立精神医療センターに委託のうえ実施する。また、ポータルサイトの周知のため、ポスター等を作成し関係機関等に配布するよう努める。 | がん・疾病対策課               |  |
|                  |   |   |  | アクセス数の増加(R4年度までに月平均10000件)                               |    | ○  | 月平均10000件 | -             | -          | -           | -                | -  | -   |  |                        |  |

「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画(平成30～34年度)」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>

【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値-(B)計画当初時点/(D)達成目安-(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値/(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E (A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

資料 3

| 構成施策事業       |                                     |   | 実績  | 進捗状況(平成30年度分)   |    |    |           |               |            |             |                  | 課題 | 次年度の方向性<br>(令和元年度分)  | 所管課   |            |
|--------------|-------------------------------------|---|---|---|----|----|-----------|---------------|------------|-------------|------------------|----|--|---|------------|
| 大柱一中柱一<br>項目 | 施策名                                 | 内容  |   | 項目  | 計画 | 独自 | 目標<br>(A) | 計画当初<br>時点(B) | 直近値<br>(C) | 達成目安<br>(D) | 進捗率<br>or<br>進捗度 |    |  |   | 判定         |
| 4 基盤整備       |                                     |   |   |   |    |    |           |               |            |             |                  |    |  |   |            |
| (1) 人材育成     |                                     |   |   |   |    |    |           |               |            |             |                  |    |  |   |            |
| 47           | 神奈川県酒害相談員研修事業等の実施【再掲】               | 県民を対象に、アルコール健康障害の予防を図ることを目的として、不適切な飲酒による心身の健康障害について学ぶ講演会の開催に取り組みます。<br>特に若い世代に対して、アルコールのリスクや適性飲酒について正しい知識の普及啓発を図るため、県内の大学等と連携した講演会を実施します。 | 【酒害相談員研修】<br>開催日：平成30年8月26日(日)<br>参加者数：118名<br><br>【地区別一般研修】<br>実施回数：20回<br>参加者数：1,375名 | 神奈川県断酒連合会に委託。全酒害相談員を対象とした全体研修会を年1回開催し、相談スキルの維持と向上を図る。 |    | ○  | 年1回       | 年1回           | 年1回        | 年1回         | 100.0%           | A  | 地区別一般研修会の会場確保。有料の会場が増加してきている。(断酒連合会より)   | 引き続き神奈川県断酒連合会に酒害相談員研修会と地区別一般研修会の実施について委託をすることにより酒害相談員の相談技術の向上を図る。   | 精神保健福祉センター |
| 48           | アルコール健康相談研修の実施【再掲】                  | 関係機関の職員等を対象に、アルコール健康障害について理解するとともに、アルコール関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶことを目的として関係機関の職員等を対象に、保健福祉事務所等と連携して研修を実施します。                              | アルコール健康相談研修<br>開催日：平成30年10月25日(木)<br>場所：鎌倉保健福祉事務所<br>受講者：46人                            | 累計受講者数の増加   | ○  |    | 300人      | 60人           | 106人       | 108人        | 95.8%            | B  | 概ね目標通りの累計受講者数である。  | アルコール健康障害を有する者に対する支援は、地域の関係機関が連携して行う必要があることから保健福祉事務所等の共催を得て実施する。<br>当該計画の目標値である「平成34年度までに累計受講者数300人」を目指す。 | 精神保健福祉センター |
| 49           | 依存症セミナーの実施(医療従事者向け)【再掲】             | 依存症治療の拠点機関を選定するとともに、医療従事者向けの研修を実施し、アルコール依存症に対応する従事者の人材育成に取り組めます。  | ○平成30年度依存症治療拠点機関選定実績<br>次の2つの医療機関を依存症治療拠点として選定した。<br>・神奈川県立精神医療センター<br>・北里大学東病院         | 依存症治療拠点機関の指定  | ○  |    | 1機関       | 1機関           | 2機関        | 1機関         | 200.0%           | A  | 県立医療センター及び北里大学東病院に委託を行う治療拠点機関事業について、調整を行う必要がある。  | ・選定した治療拠点機関とともに、地域医療連携体制整備や依存症医療等支援者研修、普及啓発・情報提供等を進めている。  | がん・疾病対策課   |
|              |                                     |   | ○第2回依存症セミナー<br>開催日：平成31年1月23日<br>対象者：地域医療機関・関係機関等<br>研修内容：SCOPプログラムについて<br>参加者数：21人     | 累計受講者数の増加   | ○  |    | 100人      | 0人            | 21人        | 20人         | 105.0%           | A  |  |   |            |
| 50           | 依存症セミナー(保健・福祉・介護・司法等相談従事者向け)の実施【再掲】 | 様々な分野に従事する支援者等を対象に、アルコール依存症に対する正しい知識やアルコール関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶことを目的として研修を実施します。  | ○第1回依存症セミナー<br>開催日：平成30年7月11日～12日<br>対象者：関係機関等<br>研修内容：依存症概要、治療プログラム等<br>参加者数：48人       | 累計受講者数の増加   | ○  |    | 150人      | 0人            | 48人        | 30人         | 160.0%           | A  | アルコール依存症に関する研修の充実はもちろん、平成31年4月に国のギャンブル等依存症対策推進基本計画が策定され、今後県としても一層対策の推進に取り組む必要があることから、ギャンブル依存に関連したプログラムを充実させる必要がある。 | 今年度に引き続き、依存症セミナーを実施し、アルコール依存症に対する正しい知識やアルコール関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶ機会を提供する。                             | がん・疾病対策課   |
| (2) 調査研究の推進  |                                     |   |   |   |    |    |           |               |            |             |                  |    |  |   |            |
| 51           | アルコール健康障害に関する実態調査                   | 国における先行調査等を踏まえ、依存症治療の拠点機関等関係機関と連携し、本県におけるアルコール健康障害の実態把握や調査研究に取り組みます。  | なし  |   |    |    |           |               |            |             |                  |    | 拠点機関等関係機関との連携をはかる必要がある。  | 依存症治療拠点機関(県立精神医療センター)に寄せられる依存症に関する相談の調査・分析を行う。  | がん・疾病対策課   |